

長崎県福祉サービス第三者評価手法及び評価結果取扱い要領

（目的）

第1条 この要領は、長崎県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱（平成17年4月20日制定）に基づき実施される福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）の評価手法及び評価結果の取扱いについて必要事項を定める。

（評価の手法）

第2条 評価機関は、評価の実施にあたり、別表に定める体制、手法等により、評価を実施するものとする。

2 評価の実施にあたっては、事前に、次の事項を評価を受ける福祉サービス事業者（以下、「事業者」という。）に説明するものとする。

（1）事業の趣旨、スケジュール、評価項目

（2）評価を行う評価調査者の氏名

（3）評価料金及び解約に関すること

（4）事前に提出を受ける書類、提出期限、受審当日の準備書類等

（5）評価結果の公表、苦情対応に関すること

（6）評価機関の倫理、守秘義務に関すること

（7）その他、評価の受審にあたり必要なこと

3 事業者は、前項により説明を受けた評価調査者について、相当の理由を述べたうえで、評価調査者の変更を申し立てることができる。

4 評価機関は、評価終了後、その評価結果を公表するにあたっては、事前に事業者の確認を得るものとする。

5 前項の場合において、事業者は、評価結果の内容に異議があるときは、評価機関に意見書を提出することができる。

（評価の決定）

第3条 評価の決定は、原則として訪問調査を行った評価調査者の合議により決定する。

ただし、前条第5項の規定に基づく事業者からの意見書の提出があり、専門的な観点から審査を行う必要があると判断したとき、又は評価の決定について意見を求める必要があると認められる場合には、評価機関が設置する評価決定委員会により評価を決定するものとする。

2 評価機関は、前条第5項の事業者からの意見書について、事業者からその内容を裏付ける挙証資料等が示されないときは、評価結果の作成にあたり、意見書の内容を採用しないこととして差し支えないものとする。

3 評価機関は、事業者の意見書内容を採用しない場合においても、評価結果において、可能な限りその見解に言及するものとする。

(評価結果の作成)

第 4 条 評価機関は、訪問調査の日から 2 か月以内に、評価結果を作成し、長崎県(以下「県」という。)に提出するものとする。

(評価結果の公表等)

第 5 条 評価機関は、事業者の同意を得て、評価結果を「独立行政法人福祉医療機構ホームページ(WAM ネット)」に掲載することにより公表を行うとともに、事業者に通知するものとする。

また、評価結果は、閲覧できるように評価機関の事務所へ備え付けるものとする。

2 県は、評価機関からの評価結果の提出を受け、評価結果を県のホームページへ掲載し、閲覧できるように県民情報センターへ備え付けることとし、市町村へ情報提供を行うものとする。

ただし、公表することについて事業者の同意を得ていない評価結果については、公表しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、地域密着型サービス外部評価にあっては、別に定める方法により行うものとする。

4 評価機関は、第 4 条に規定する期間内に評価結果の公表ができない場合は、あらかじめその理由等を事業者に通知するものとする。

(評価結果公表の有効期間)

第 6 条 評価結果公表の有効期間は、評価が終了した日が属する年度(4 月 1 日 ~ 翌年 3 月 3 1 日)を含めて、3 年目の年度末までとする。(地域密着型サービスを除く。)

附 則

この要領は、平成 1 7 年 1 1 月 1 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 9 年 3 月 2 0 日から施行する。

この要領は、平成 2 1 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 2 1 年 1 月 3 1 日以前に評価受審契約済の事業者に対する評価については、この規定にかかわらず、従前の例によるものとする。